

平成29年度 第4回 宇都宮市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会 議事録

■ 日 時 平成30年2月13日（火）午後2時～午後3時30分

■ 場 所 宇都宮市役所 14A会議室（14階）

■ 出席者

[委 員] 福田委員、大山委員、唐木委員、三條委員、塩澤委員、東原委員、
大森委員、田野實委員、生井委員、依田委員、松本（順）委員

(欠 席) 浜野委員、檜山委員、横松委員、松本（力）委員、渡邊委員、
長野委員

[事務局] 保健福祉部副参事（地域包括ケア担当）、高齢福祉課長、
保健所副所長兼総務課長、高齢福祉課介護保険担当主幹、
高齢福祉課課長補佐、高齢福祉課地域包括ケア推進室長、
高齢福祉課企画グループ係長、福祉サービスグループ係長、
介護サービスグループ係長、認定審査グループ係長、
介護保険料グループ係長、地域包括ケア推進室事業グループ係長、
相談支援グループ総括、高齢福祉課職員2名、保健所総務課職員1名、
計画策定支援業務受託者2名

■ 公開・非公開の別 公開

■ 傍聴者 なし

■ 会議経過

1 開会

2 議事

ア 「第8次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第7期宇都宮市介護保険事業計画
(地域包括ケア計画)」(素案)に係るパブリックコメントについて

イ 「第8次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第7期宇都宮市介護保険事業計画
(地域包括ケア計画)」策定に係る提言(案)について

ウ 「第8次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第7期宇都宮市介護保険事業計画
(地域包括ケア計画)」(案)の変更点について

3 その他

4 閉会

《発言要旨》

(1) 協議事項

ア 「第8次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第7期宇都宮市介護保険事業計画

(地域包括ケア計画)」(素案)に係るパブリックコメントについて

福田委員	徘徊のおそれのある高齢者に関する意見に対し、専用端末機の貸し出しを紹介しているが、機器を貸し出すまでに時間がかかるため、欲しい時に手に入らず、個人で購入する事例を聞いている。例えば、地域包括支援センターに常に機器を置いておくなど、柔軟でスピーディーな対応が必要ではないか。
事務局	この事業については、利用者が市への補助申請と併せてシステム提供事業者との利用契約を結ぶ必要があるため、3者間での調整に時間を要することがある。申請後、できるだけ早く対応できるよう、事業者と調整を図っていきたい。
依田委員	同じ意見に「防犯カメラの活用」の話があるが、市の回答では「防犯カメラの設置」に対する補助制度の案内となっており、意見に対しての回答となっていないのではないか。
事務局	防犯カメラには設置目的があり、その内容に応じて市で補助をしていることから、補助制度を案内したものである。
依田委員	徘徊者が出了たときに防犯カメラを活用できる仕組みは、ないよりもあった方が良いのではないか。防犯カメラがどこまで活用できるかは、本会議とは別の場で考える必要がある。
事務局	市全体・行政内部において、個人情報含めて防犯カメラの取り扱いについては様々な議論をしており、現在進行形で今後の在り方について検討していることから、意見として伝える。

三條委員	「地域リハビリテーション活動支援事業」とはどういった事業なのか。
事務局	「地域リハビリテーション活動支援事業」は、地域包括支援センターで支援している地域で介護予防に資する活動を行っているグループなどに、理学療法士などのリハビリテーション専門職を派遣し、高齢者の身体機能に応じた安全な動き方などについて助言・指導をするものである。今年度から開始した事業であり、60件程度の実績がある。
三條委員	徘徊に関するところで、他市で入れ歯に名前を書くという事業があると聞いたが、宇都宮市では取り入れるか。他市では、歯科医師との連携を行っていると聞いており、もし今後要望があれば検討いただければと思う。
生井委員	まずは、本人・家族の希望がどれほどあるかという点を把握することが必要。
事務局	本市として情報を把握していないため、情報収集をしていく。

イ 「第8次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第7期宇都宮市介護保険事業計画
(地域包括ケア計画)」策定に係る提言(案)について

依田委員	提言(案)の対応すべき課題の中に「認知症初期集中支援チーム」という単語があるが、この言葉の説明がうまくできていない。計画(案)においても、対象となる患者の条件が書かれておらず、認知症の可能性があれば初期集中支援チームで見るという誤解を与えかねない。これではチームの活動の妨げになる。
事務局	提言に関しては、個別事業に関しての説明を記載するのは難しいため、制度の目的などがわかるような内容で記載させていただく。計画(案)の本文については、御指摘を踏まえて誤解のないように修正したい。

松本（順）
委員 提言（案）の将来の高齢社会像の認知症対策に係る部分に「介護休業・休暇制度など認知症の人を介護する家族への支援が充実しています」とある。介護休業・休暇制度は、要介護状態にある対象家族を介護する労働者が、一定の条件のもとに利用できる制度であり、ここに記載されていると、市民が見たときに認知症の人とその家族だけの制度と誤解するのではないか。もし、介護休業・休暇制度についての説明を入れるのであれば、認知症のところではなく、高齢者全体に向けたところに入れた方がよいのではないか。

事務局 御指摘いただいた箇所については修正対応する。

ウ 「第8次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第7期宇都宮市介護保険事業計画（地域包括ケア計画）」（案）の変更点について

依田委員 第4章 基本目標3 施策の方向性4の欄外に設けられた在宅医療の説明について、「特別養護老人ホームなどの福祉施設で患者の生活を支える医療」とあるが、福祉施設には嘱託医がいるため、原則として訪問診療は行っていない。むしろ、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームの方が多いため、それらを書いた方が一般の市民にはわかりやすいのではないか。また、一般の方には、福祉施設と介護施設の違いがわかりにくく、「医療」と「介護」という単語で説明した方が、市民向けとしては理解しやすいと思う。

もう1点、基本目標3 施策の方向性の図20「認知症初期集中支援チーム」で西ブロックにだけ丸が付いている。ブロック拠点の構想について知っている人にはわかるが、市民や知らない人が見ると、西ブロックがどこかもわからず丸が付いているのが疑問に思う気がする。

どこまで細かく説明するかであると思うが、このあたりは修正していただきたい。

事務局	御指摘を踏まえて修正対応する。
依田委員	<p>基本目標 4 施策の方向性 2 図 19「高齢者向けの施設及び住まいの位置付け」について、実際の入居可能な状況との整合については、大まかな位置付けを示す扱いでよいのか。例えば、グループホームは要支援 1 では入れないため、このような細かな点も確認が必要である。</p> <p>また、有料老人ホームの位置付けを「有料老人ホーム」の名前とするのかといった点についても微調整をすべきではないだろうか。</p>
事務局	栃木県高齢者支援計画とも整合を図り、対応していく。
大山委員	<p>住まいについては、施設と介護と混合型といろいろあるため、ここは慎重に作り上げていかないと一般市民の誤解を招くと思う。</p> <p>整合性という点では、第 5 章 1 地域包括ケアシステムの将来像の図 22 「地域包括ケアシステムの構築に向けた取組」の「住まい」において、「有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅」となっている。第 4 章 施策の方向性 2 の「高齢者向け住宅の普及促進」と整合を図り、社会福祉施設などが提供する住まいについても記述すべきではないか。</p> <p>住まいについて広く捉えるのであれば、「社会福祉施設の住まいからサービス付き高齢者向け住宅にいたるまで」などとするとよいと考える。大変細かいが、我々や一般市民の方が一番理解できるものは図であり文言ではないため、このあたりは調整していただきたい。</p>
福田委員	第 7 期介護保険事業計画での特別養護老人ホームの整備などについて、在宅へ向かうという方向もあるなか、どのような検討をし、整備数を算出したのか伺う。
事務局	計画における特別養護老人ホームや地域密着型サービスの施設整備量の算出については、県内統一のルールに基づき算出した数値である。

県の「特別養護老人ホームへの入所申込者調査」の結果を元に、現行計画の中で今後供用を予定している特別養護老人ホームの床数を差し引き、今後の高齢者人口の伸びを加味した値として 185 床と設定した。なお、整備手法としては、新設とショートステイからの転換を想定している。

また、在宅サービスについては、栃木県保健医療計画と整合を図り、訪問看護ステーションの設置促進としてニーズを反映したところである。

福田委員

経営が非常に苦しいと耳にすることがあるので、事業所が倒れることのないよう支援があるとよいのではないか。

もう 1 点、今後、共生型社会というのが進んでいった場合に、介護保険と障がい者が利用する制度が今後どうなるのかについて、検討を進めいく必要があると思う。計画はそこまで踏み込んだ書き方になっていなかつたが、今後の展望について、現時点ではわかれれば伺いたい。

事務局

現在、本市第 6 次総合計画を策定しており、その中で共生型社会についても位置付けられる予定であり、今後必要となる施策・事業が展開されるものと考えるが、引き続き、国の動向等の情報収集に努めていく。

以上